

1 警戒警備の強化

(1) 重要施設の警戒

首相官邸や原子力関連施設等の重要施設に対する不法事案の発生は、我が国の治安や国民生活に著しい影響を及ぼしかねないことから、警察では、近年の厳しい国際テロ情勢等を踏まえ、これらの重要施設、鉄道等の公共交通機関や駐日外国公館等について、機動隊を配置するなどし、警戒警備を強化している。

特に、原子力関連施設については、銃器を使用したテロ事案、爆発物使用事案、NBCテロ^注事案等への対処を行うため、自動小銃、サブマシンガン、ライフル銃、耐爆・耐弾仕様の車両、爆発物処理用具、防護服、小型無人機対処資機材等を装備した原発特別警備部隊が、24時間体制で警戒警備に当たっている。令和4年（2022年）12月には、警察、海上保安庁、防衛省・自衛隊、原子力規制庁、原子力事業者等で構成される原子力発電所等警備連絡会議を設置して、関係機関の連携を一層強化している。

(2) 雑踏警備

祭礼・花火大会等の恒例行事や、ハロウィン等のイベントが開催される場合は、多数の人が集まることにより雑踏事故が発生するおそれがある。

このため、警察では、行事やイベントの主催者や施設の管理者に対して、必要な安全対策をとるようあらかじめ指導しているほか、主催者が存在しない場合は、行事やイベントにおいて多数の人が集まる場所を管轄する自治体に対して必要な働き掛けを行うなどしている。また、主催者や自治体と連携し、公共交通機関等に対し、事前広報の実施や誘導員の配置等について必要な協力を働き掛けるとともに、警察部隊の投入



▲在大阪中華人民共和国総領事館前における警戒



▲原子力関連施設の警戒



▲成田山新勝寺節分会雑踏警備（2月、千葉）

注… N（Nuclear：核）B（Biological：生物）C（Chemical：化学）物質を使用したテロの略称

が必要と判断される場合には、所要の体制を確立した上で、雑踏警備を行っている。

さらに、車両突入型テロ等事案の防止対策として、主催者や自治体と連携し、必要に応じて歩行者保護のための車両阻止資機材や警察車両を設置するなどの対策を講じている。

(3) 小型無人機対策

警察では、小型無人機等飛行禁止法等を適切に運用するなど、小型無人機を悪用したテロ等の未然防止に努めている。具体的には、重要施設等の周辺において警戒を実施し、不審者の発見に努めるとともに、重要施設等周辺の公園等の管理者に対して、関係機関と連携しながら、小型無人機の飛行が禁止されている旨を周知する看板の設置等について働き掛けるほか、小型無人機に関する規制を周知するリーフレットを訪日外国人に配布するよう関係機関に申し入れるなどの取組を推進している。

また、飛行している小型無人機を早期に発見するため、小型無人機の位置を特定する検知器等も活用しつつ上空に対する警戒を行っているほか、違法に飛行している小型無人機を発見した場合には、ジャミングガン等の対処資機材を用いるなどして、小型無人機による危害を防止することとしている。さらに、近年における小型無人機の性能向上等を踏まえ、警察では、高性能な対処資機材の更なる整備等を推進するとともに、各種訓練の実施等により、小型無人機を悪用したテロ等への対処能力を向上させることとしている。

○「違法なドローン飛行対策に関する検討会」の開催

近年、ドローンは、映像伝送距離や飛行速度等の性能が向上するとともに、社会的に広く普及しており、テロリストやローン・オフエンダー等によるドローンを悪用した重大事案の発生が現実的な脅威となっていることを踏まえ、警察庁では、令和7年10月から同年12月にかけて、学識経験者等による「違法なドローン飛行対策に関する検討会」を開催し、同検討会において「技術の進展に伴う危険なドローン飛行への対策に関する報告書」が取りまとめられた。



▲広報用ポスター（警視庁）

技術の進展に伴う危険なドローン飛行への対策に関する報告書（概要）

ドローンをめぐる状況	
<ul style="list-style-type: none"> ○ ドローンは小型無人機等飛行禁止法の制定当時（平成28年）から映像伝送距離、飛行速度、最大積載重量等の性能が飛躍的に向上するとともに、社会的に広く普及 ○ ドローンをを用いたテロ事案等が諸外国で発生しており、我が国でもドローンを悪用した重大事案の発生が懸念されるため、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等に対する危険の未然防止に万全を期する必要 	
検討の基本的な方向性	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 様々な用途で活用されるドローンが重要な社会インフラになっていることも勘案し、国際の権利自由の制約やドローンの利活用の促進との調和を図る観点から必要最小限の規制となるよう慎重に検討 ○ 小型無人機等飛行禁止法の制定から現在までの約10年間におけるドローンの性能向上を前提として現行制度の課題を抽出し、必要な対策について検討 	
対策の方向性	
イエローゾーンの範囲の拡大	イエローゾーンの上空飛行の直罰化
<ul style="list-style-type: none"> ▶ ドローンの飛行速度を踏まえ、対処に必要な時間的猶予を確保する観点から「おおむね千メートル」に拡大すべき ▶ ドローンの利活用に配慮し、対象施設管理者の同意取得手続・都道府県公安委員会等への通報手続の円滑化を図るべき 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ドローンによるイエローゾーンの上空からの対象施設に対する直接的な攻撃の可能性を踏まえ、抑止を図るために直罰化すべき ▶ 法定刑は、その危険性の程度を踏まえ、レッドゾーンの上空飛行と一定の差異を設けるべき
ドローン飛行による危害を防止すべき対象施設の追加	
<ul style="list-style-type: none"> ▶ G7サミット等の外国要人が参加する重要国際会議の会場等について、その円滑な準備・運営のために必要な期間を定めて、対象施設として指定できるようにすべき ▶ 「良好な国際関係の維持」の観点から、「対象外国公館等」の指定権者である外務大臣において、外交上の重要性、開催計画の内容等を考慮し、指定する施設を判断すべき 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 恒例の地方行幸啓、沖縄全戦没者追悼式、広島/長崎の平和記/祈念式典等の行事会場等について、国内要人の安全を確保するために必要な期間を定めて、対象施設として指定できるようにすべき ▶ テロ等の標的とされるリスクを踏まえ、国内要人の範囲を限定した上、警察庁において、運用上、屋外/数時間以上滞在する場所といった基準を設け、警備情勢を考慮し、指定する施設を判断すべき
警察と対象施設管理者等との連携	新たな技術動向を踏まえた対処方策
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 違法なドローン飛行への対処のために警察官が実施可能な措置に「対象施設管理者等に必要な措置をとることを命ずることが含まれる旨を明確化」すべき ▶ 迅速・的確・効果的な対処を行うための役割分担を整理すべき 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 諸外国の技術動向について、情報収集に努めるべき ▶ 対処方策は不断の見直しが必要であり、軍事用も含めた最新のドローン技術が悪用される場合の対処に万全を期する観点から、別途検討を進めるべき

▲技術の進展に伴う危険なドローン飛行への対策に関する報告書（概要）

(4) 爆発物対応専門部隊等

爆発物対応専門部隊又は爆発物対策部隊は、各都道府県警察の機動隊等に設置されている。

全国で約 800 人の体制で、X線透視装置、爆発物収納筒、防護服、防爆盾、遠隔操作式爆発物処理用具等が配備されており、爆発物使用事案が発生した場合に、迅速かつ的確に爆発物の現場処理に当たり、爆発による被害の発生を防止するとともに、証拠を保全することを任務としている。



▲爆発物対応専門部隊の訓練

(5) NBCテロ対応専門部隊等

NBCテロ対応専門部隊は、北海道、宮城、警視庁、千葉、神奈川、愛知、大阪、広島及び福岡の9都道府県警察の機動隊等に設置されており、全国で約 200 人の体制で、NBCテロ対策車、化学防護服、生物・化学剤検知器、放射線測定器等の高度な装備資機材が配備されている。

その他の府県警察の機動隊等には、全国で約 400 人の体制で、NBCテロ対策部隊が設置されている。これらの部隊は、NBCテロ事案が発生した場合に迅速に出動して、初動措置に当たることを任務としている。



▲NBCテロ対応専門部隊の訓練

(6) 特殊部隊（SAT）・銃器対策部隊

特殊部隊（SAT^注）は、北海道、警視庁、千葉、神奈川、愛知、大阪、福岡及び沖縄の8都道府県警察に設置されている。全国で約300人の体制で、自動小銃、サブマシンガン、ライフル銃、特殊閃光弾、ヘリコプター等が配備されており、ハイジャック、重要施設占拠等の重大テロ事件その他銃器等使用の重大突発事案に出勤し、被害者や関係者の安全を確保しつつ、被疑者を制圧・検挙することを任務としている。

銃器対策部隊は、各都道府県警察の機動隊等に設置されている。全国で約2,100人の体制で、サブマシンガン、ライフル銃、防弾衣、防弾帽、防弾盾等が配備されており、銃器等使用事案への対処を主たる任務とし、重大突発事案が発生した場合に、SATが到着するまでの第一次的な対処に当たるとともに、SATの到着後は、その支援に当たることとなる。



▲SATの訓練



▲銃器対策部隊の訓練

(7) スカイ・マーシャルの運用

航空機のハイジャックを未然に防止し、また、ハイジャックが発生した際に航空機内での犯人の制圧・検挙を可能とするため、警察では、国土交通省や航空会社等と緊密に連携して、警察官が航空機に警乗するスカイ・マーシャルを運用している。

(8) 国境離島警備体制の強化

警察では、国境離島への不法上陸事案等への対処能力の強化のため、令和2年4月、沖縄県警察に、自動小銃、ヘリコプター等の装備資機材を備えた専門の対処部隊である国境離島警備隊を設置した。国境離島をめぐる安全保障環境が厳しくなる中、各種訓練の実施、装備資機材の整備、関係機関との緊密な連携の確保等を通じ、対処能力の一層の強化に努めている。



▲国境離島警備隊

注…Special Assault Teamの略

(9) 自衛隊との共同訓練の推進

警察では、平素から防衛省・自衛隊と緊密な情報交換を行っているほか、防衛庁（当時）・自衛隊との間で、平成12年（2000年）以降、「治安出動の際における治安の維持に関する協定」等を締結し、これに基づき、武装工作員等による不法行為が発生したという想定の下、自衛隊との共同訓練を実施しており、令和7年中は、実動訓練を32回、図上訓練を8回実施した。

また、平成24年6月に、一般の警察力だけでは対応することができないと認められる事案が発生した場合を想定し、四国電力伊方原子力発電所の敷地を利用した自衛隊との共同実動訓練を実施して以降、各原子力発電所においても同様の訓練を実施している。



▲自衛隊との共同実動訓練（3月、北海道）

(10) 武力攻撃事態等への対処

警察は、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態並びに緊急対処事態において、国民保護法^注に基づき、「国家公安委員会・警察庁国民保護計画」に定める国民の保護のための措置を実施することとされており、その措置を迅速かつ的確に実施できるよう、国民保護法に基づいて行われる、国及び地方公共団体等が実施する国民保護訓練に積極的に参加し、住民の避難、被災情報等の収集・提供、被災者の捜索・救出等の訓練を実施している。

警察では、こうした訓練のほか、都道府県及び市区町村の国民保護計画や市区町村における複数の避難実施要領のパターンの見直し作業への参画を通じて関係機関との連携強化に努めている。



▲国民保護共同実動訓練（2月、徳島）



▲国民保護共同図上訓練（1月、群馬）

注…武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

2 警衛・警護

(1) 警衛

警察では、警衛の実施に当たっては、皇室と国民との間の親和を妨げることをないよう配慮しつつ、天皇陛下や上皇陛下、皇族方の御身辺の安全を確保するとともに、歓送迎者の雑踏等による事故の防止を図ることとしている。

令和7年中、天皇陛下は、第75回全国植樹祭御臨場（5月：埼玉県）のため、行幸になったほか、天皇皇后両陛下は、第40回国民文化祭及び第25回全国障害者芸術・文化祭御臨場（9月：長崎県）、第79回国民スポーツ大会御臨場（9月：滋賀県）、第44回全国豊かな海づくり大会御臨席（11月：三重県）等のため、行幸啓になった。

秋篠宮皇嗣同妃両殿下は、第36回全国「みどりの愛護」のつどい式典御臨席（6月：千葉県）、令和7年度全国高等学校総合体育大会御臨席（7月：広島県）、第49回全国高等学校総合文化祭御臨席（7月：香川県）、第48回全国育樹祭御臨席（10月：宮城県）、第24回全国障害者スポーツ大会御臨席（10月：滋賀県）等のため、お成りになった。

また、7月、天皇皇后両陛下は、モンゴルを御訪問になった。



▲第75回全国植樹祭御臨場に伴う警衛（5月、埼玉）



▲第40回国民文化祭及び第25回全国障害者芸術・文化祭御臨場に伴う警衛（9月、長崎）

(2) 警護

① 要人警護の強化に係る警察の取組

令和4年7月、奈良県奈良市内において、警護対象者である安倍元総理が街頭演説中に銃撃を受け、殺害されるという重大事件が発生した。

警察庁では、警護を実施していたにもかかわらず警護対象者の生命を守ることができなかったことを極めて重く受け止め、本件警護の検証と警護の在り方についての見直しを行った。同年8月、警察庁は、報告書を取りまとめるとともに、国家公安委員会において、新たな警護要則（国家公安委員会規則）を制定し、警護における警察庁の関与を抜本的に強化することとした。

そのような中、令和5年4月、和歌山県和歌山市内において、演説を予定していた岸田総理（当時）に向けて、警護が実施されている中で爆発物が投てきされ、その後、当該爆発物が爆発する事件が発生し、総理のみならず聴衆を危険にさらすという重大な事態となった。

警察庁では、本件事実関係を確認するとともに、警護に関する課題及びその解決策を検討した。同年6月、警察庁は、報告書を取りまとめ、警護対象者及び聴衆の更なる安全確保に向けた取組を推進することとした。

警察では、これら事件の教訓を踏まえ、以下の取組等を推進している。

- ・ 警察庁において、警護計画の基準を定め、都道府県警察が作成する警護計画案を事前に審査^注するとともに、警察庁及び都道府県警察が収集した情報（警護対象者への危害予告等）の分析・整理を行い、警護上の危険度を評価している。
- ・ 警察庁において、警護の指揮を行う幹部や警護員の習熟度に応じた体系的な教養訓練計画を作成し、警察庁及び都道府県警察において、同計画に基づく実践的かつ高度な教養訓練を行っている。
- ・ 警護の高度化に資する装備資機材に関する情報の収集を行うとともに、その開発及び導入に努め、防弾資機材、小型無人機等の整備を進めている。
- ・ 警察において、警護対象者が参加する行事の主催者・管理者に対して、実効的な安全確保措置（手荷物検査・金属探知検査等）や避難経路の設定等を行うよう働き掛けるなど、警察と主催者等との緊密な連携の下で警護を実施している。

警察では、今後とも警護の在り方について不断の見直しに努め、警護に万全を期すこととしている。

② 第27回参议院議員通常選挙に伴う警護

令和7年7月、第27回参议院議員通常選挙が行われた。同選挙は、警護の抜本的強化のための取組等を進める中で行われた二度目の大規模国政選挙であり、選挙期間中、石破総理（当時）をはじめとする多数の警護対象者が全国で遊説活動を行った。警察では、同選挙に向けて、街頭演説の実施が見込まれる場所について、主催者と事前に調整した上で、警察庁と都道府県警察が合同で実地踏査を行い、あらかじめ警護計画案を作成する「予備審査」を全国的に推進し、適切な演説場所を確保する取組を進めてきた。



▲主催者による手荷物検査の実施（7月、兵庫）

また、警察では、選挙期間中は、主催者と連携した手荷物検査や金属探知検査の確実な実施のほか、高所対策の強化等の各種対策を講じ、警護対象者と聴衆の安全を確保した。

③ 令和7年中の主な警護

警察では、大阪・関西万博（4月～10月）や第9回アフリカ開発会議（8月、T I C A D 9）の開催に伴う数多くの外国要人の来日、トランプ・米国大統領の来日（10月）等を受けて、所要の警護を実施した。また、石破総理（当時）のG7カナナスキス・サミット出席に伴うカナダ訪問（6月）、高市総理のA S E A N関連首脳会議出席に伴うマレーシア訪問（10月）及びA P E C首脳会議出席に伴う韓国訪問（10月～11月）等において、関係国の警察当局と緊密に連携して警護を実施した。



▲外国要人来日に伴う警護（10月、東京）

注…新たな警護要則の制定から令和7年12月末までに警察庁が審査した警護計画案は約1万2,300件となった。